

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第81号**

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則（平成7年鳥取県規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する部分には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年鳥取県条例第36号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、鳥取県知事（以下「知事」という。）の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（資産等報告書等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>条例第2条第1項第5号</u>の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券又は店頭売買有価証券として<u>認可金融商品取引業協会</u>に登録されている株券に限るものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>（期限の特例）</p> <p>第5条 条例第2条第1項の資産等報告書及び同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書並びに条例第4条の関連会社等報告書（以下「報告書」と総称する。）の作成の期限が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年<u>12月</u>鳥取県条例第36号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、鳥取県知事（以下「知事」という。）の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（資産等報告書等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>条例第2条第1項第6号</u>の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、<u>証券取引所</u>に上場されている株券又は店頭売買有価証券として<u>証券業協会</u>に登録されている株券に限るものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>（期限の特例）</p> <p>第5条 条例第2条第1項の資産等報告書及び同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書並びに条例第4条の関連会社等報告書（以下「報告書」と総称する。）の作成の期限が鳥取県の休日を定める条例（平成元年<u>3月</u>鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p>

年 月 日

資産等報告書

鳥取県知事 \_\_\_\_\_,

1 ~ 3 略

4 預金・貯金

略	
貯金の総額（普通貯金を除く。）	円

注 旧郵便貯金は、預金の総額欄に記入すること。

5 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・金銭信託  
・その他（株券を除く。）

種類	額面金額の総額
略	
社債券	円
金銭信託	円
略	

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入すること。

(2) 略

6 略

7 略

8 略

9 略

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

資産等補充報告書

鳥取県知事 \_\_\_\_\_,

1 ~ 3 略

4 預金・貯金

略	
貯金の総額（普通貯金を除く。）	円

年 月 日

資産等報告書

鳥取県知事 \_\_\_\_\_,

1 ~ 3 略

4 預金・貯金・郵便貯金

略	
貯金の総額（普通貯金を除く。）	円
郵便貯金の総額（通常郵便貯金を除く。）	円

5 金銭信託

元本の総額	円
-------	---

6 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・その他  
（株券を除く。）

種類	額面金額の総額
略	
社債券	円
略	

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額を記入すること。

(2) 略

7 略

8 略

9 略

10 略

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

資産等補充報告書

鳥取県知事 \_\_\_\_\_,

1 ~ 3 略

4 預金・貯金・郵便貯金

略	
貯金の総額（普通貯金を除く。）	円

<p>注 旧郵便貯金は、預金の総額欄に記入すること。</p>	
<p><u>5</u> 有価証券</p>	
<p>(1) 国債証券・地方債証券・社債券・金銭信託 ・その他(株券を除く。)</p>	
種類	額面金額の総額
略	
社債券	円
金銭信託	円
略	
<p>注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入すること。</p>	
<p>(2) 略</p>	
<p><u>6</u> 略</p>	
<p><u>7</u> 略</p>	
<p><u>8</u> 略</p>	
<p><u>9</u> 略</p>	

郵便貯金の総額(通常郵便貯金を除く。)	円
<p><u>5</u> 金銭信託</p>	
元本の総額	円
<p><u>6</u> 有価証券</p>	
<p>(1) 国債証券・地方債証券・社債券・その他 (株券を除く。)</p>	
種類	額面金額の総額
略	
社債券	円
略	
<p>注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額を記入すること。</p>	
<p>(2) 略</p>	
<p><u>7</u> 略</p>	
<p><u>8</u> 略</p>	
<p><u>9</u> 略</p>	
<p><u>10</u> 略</p>	

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。ただし、様式第1号の改正(4の郵便貯金に関する部分に限る。)及び様式第2号の改正(4の郵便貯金に関する部分に限る。)は、同年10月1日から施行する。